令和7年度・第36回農業委員会総会進行

開 催 日　　令和８年３月２６日(木)　13:00～

開催場所　　ＳＳプラザ川内　３０１～３０３会議室

出席委員（１８名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原　良治	2	谷山　隆信	3	薬師寺　しげ子
4	新屋　純子	5	牧田　信一	6	小城　義己
7	木場　祐二郎	8	中島　弘和	9	下茂　正憲
１０	木下　博英	１１	乙須　紀文	１２	有馬　康夫
１３	永留　智史	１４	山路　一浩	１５	西　裕一郎
１６	小園　光男	１７	礒道　博和	１８	梶原　拓二
１９	別府　生次				

欠　　員（０名）

欠席委員（１名）

遅刻委員（０名）

出席推進委員（１７名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
２１	山下　武徳	２２	福壽　久雄	２３	~~濵田　義博~~
２４	春田　実	２５	上小川　文男	２６	（欠員）
２７	~~鶴屋　賢子~~	２８	廣庭　吉辰	２９	中川　大樹
３０	馬渡　義文	３１	田中　浩徳	３２	竹田　栄次
３３	永吉　康之	３４	徳永　正幸	３５	徳永　功
３６	鬼塚　幸男	３７	豊田　孝之	３８	古川　梓
３９	髙木　成寛	４０	早﨑　麻美子	４１	辻　孝一郎

欠席推進委員（２名）

事務局出席者　森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼Ｇ長・田上Ｇ員・
中城Ｇ員・冨士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第１４条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

議事録署名者　　１５番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

１６番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

議事録作成者　　局長代理＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

令和７年度・第３６回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

１　報　告

報告第１１７号　農地形質変更届の専決処分について

報告第１１８号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第１１９号　非農地証明発行の専決処分について

報告第１２０号　農地の賃貸借の目安として提供する賃借料の情報について

２　議　事

議案第３６８号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第３６９号　非農地証明願承認について

議案第３７０号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転･売許可申請承認について

議案第３７１号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第３７２号　農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

３　その他

⑴ ４月総会の日程について

⑵ その他

【開始１３：００】

会　　長　　第３５回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議　　長　　ただ今から、第３６回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局　　長　　委員の出席状況について、報告いたします。
定数１９名、現在員数１９名、出席委員１９名、全員出席です。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は１８名です。
欠席委員は２名で、２３番：濵田義博委員、２７番：鶴屋賢了委員で欠席届が提出されております。以上で報告を終わります。

議　　長　　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第２７条第３項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議　　長　　はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西　代理　　主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の１ページをお開きください。
５日に定例常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、会長が出席しております。
９日と１０日がそれぞれ定例の現地調査です。
１６日に薩摩川内市農林水産政策審議会が薩摩川内市消防局で開催され、会長、薬師寺委員、有馬委員、谷山委員、事務局長、私、西が出席しております。
同日、薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会が本庁舎６０１会議室で開催され、上小川委員が出席しております。
同日、薩摩川内市男女共同参画審議会が本庁舎５０１会議室で開催され、梶原委員が出席しております。
１７日に第３５回運営委員会が本庁舎６０３会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。
１８日に薩摩川内市認定農業者交流会がホテルグリーンヒルで開催され、会長、各委員、事務局長が出席しております。
同日、薩摩川内市鳥獣害被害防止対策協議会、薩摩川内市有害鳥獣捕獲対策協議会総会が薩摩川内アグリセンターで開催され、会長が出席されております。

１９日に令和７年度薩摩川内市農業再生協議会通常総会が薩摩川内アグリセンターで開催され、会長が出席されております。

２４日に鹿児島県各市農業委員会連絡協議会監査が本庁舎６０３会議室で開催され、会長が出席されております。

２５日に第１０９回通常総会がホテルウェルビューかごしまで開催され、会長が出席されております。

そして、本日、第３６回農業委員会総会が SS プラザせんだいでその後最適化推進委員会後、農業委員会慰労会が味の三筋で開催となっております。以上、説明を終わります。

議　　長　　１６日の薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会に上小川委員が出席しておりますので、ご報告をお願いいたします。

上小川委員　　はい。２５番上小川が３月１６日薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会に出席しましたので、報告いたします。

今回のテーマは、全体構想の中で、都市づくりの課題と解決するための方針について事務局の説明があり、各出席委員からの意見を求められ、説明の中での軸の訂正、あるいは表現の変更の意見がありました。以上で報告を終わります。

議　　長　　１８日の薩摩川内市男女共同参画審議会に梶原委員が出席しておりますので、ご報告をお願いいたします。

梶原委員　　はい、１８番梶原です。

３月１６日、薩摩川内市男女共同参画審議会に出席しましたので報告します。

純心大学の柳園会長がおりましてメンバーは１６名になっております。このメンバーで報告が二つありました。

まず、令和７年度の男女共同参画政策事業について今年度中に行われた各種事業についての説明と報告がありました。

それから、令和８年度から令和１２年度までの第三次薩摩川内市男女共同参画基本計画についての報告がありました。

これについては、昨年８月から１１月までの４回の間、審議委員で集まりまして、この内容について時代に合うものであるか、また各種通達などに合うように内容の精査を見たところであります。

例えば、『全ての男女』という言葉が下の中に出てくるのですけども、それを今の時代では合わないということで、『全ての人』としたり、幾つか変更点があって、新しいものをつくったところ

でございました。
本日、皆さんに資料をお配りできればよかったのですけれども、印刷にいっておりまして、次回の総会のときに皆さんの御手元にお配りができると思います。
以上です。

議　　長　以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委　　員　（なしの声あり）

議　　長　「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。
次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委　　員　（はいの声あり）

議　　長　ご異議ございませんので、
１５番：西　裕一郎（にし　ゆういちろう）委員
１６番:小園　光男(こぞの　みつお)委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第５の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第１１７号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

西　代理　はい、議長。報告第１１７号を説明いたします。資料は２ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号１２番の１件です。登記地目 田１筆１，００７㎡の届出がありました。
内容といたしましては、盛土し、畑として農地の有効利用を図るものです。
従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領３の規定により、処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第１１７号に係る説明を終わります。

議　　長　ただ今、事務局より報告第１１７号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委　　員　（なしの声あり）

議　　長　質疑がありませんので、報告第１１７号を終ります。
次に、報告第１１８号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西　代理　はい、議長。報告第１１８号を説明いたします。資料は３ページから６ページをご覧ください。
今月の合意解約は受理番号３２５番から３４７番までの２３件で、登記地目 田３０筆３６，９１１㎡、畑１筆１，０６０㎡、合計３１筆３７，９７１㎡の合意解約通知がありました。
このうち、農地流動化促進事業補助金の返納はありません。
いずれも、農地中間管理事業に伴う合意解約となります。
薩摩川内市農業委員会規則第５条第１項第３号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。
以上で、報告第１１８号に係る説明を終ります。

議　　長　ただ今、事務局より報告第１１８号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委　　員　（なしの声あり）

議　　長　質疑がありませんので、報告第１１８号を終ります。
次は、報告第１１９号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

西　代理　はい、議長。報告第１１９号を説明いたします。資料は７ページから８ページをご覧ください。
今月の証明発行願いは、受理番号１２２番から１２９番までの８件で、登記地目 田９筆８，８６３㎡、畑３筆２，２３３㎡、合計１２筆１１，０９６㎡の証明発行願が提出されました。
非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。
何れも農地法第２条第１項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準５の規定により処理いたしましたので報告いたします。
以上で、報告第１１９号に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局より報告第１１９号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　質疑がありませんので、報告第１１９号を終ります。

次に、報告第１２０号「農地の賃貸借の目安として提供する　賃借料の情報について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹　　はい、議長。報告第１２０号を説明いたします。

資料は９ページ１０ページを御覧ください。

令和７年１月１日から同年１２月３１日までに締結しました農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理権設定の分で、及び農地法３条の決定処分いたしました新着を集計したものとなります。

データの数に用いているのは筆数となっております。また、賃借料の物納支給は換算しておりません。

また、金額につきましては１００円で切捨てておりますので御了承ください。１０ページを御覧ください。

田んぼのほうでは平均額で５，９００円となっております。

データ数としましては、３８５筆、その横を見ていただくと、０円の使用貸借の分が４５６筆となっております。

畑のほうになります。普通畑が平均で４，２００円。データ数で１３５筆、飼料畑が２，６００円、データ数算出となっております。

ラッキョウでいうと、平均で９，８００円１２２筆、あと茶畑・桑畑は御覧のとおりとなっております。

施設園芸ですが、葡萄・金柑につきましては、施設や樹木の分も含めて計上されておりますので、高くなっておりますが御留意ください。以上で説明を終わります。

議　　長　　ただ今、事務局より報告第１２０号の説明が終わりました。

これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　質疑がありませんので、報告第１２０号を終ります。

次に、議案第３６８号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼Ｇ長　　はい、議長。議案第３６８号を説明いたします。

資料は、１１ページから１３ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号８１番から８５番の５件で、登記地目田２筆　２９９㎡、畑５筆　２，０１９㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。まず、８１番は通路での申請です。

資料１の【一体利用の開発計画について】の２ページ目もご覧ください。

一体利用地として４２９０番　原野　外１筆　８６２．３０㎡と一体利用で総面積は９８４．３０㎡です。通路を通り、一体利用地に宅地分譲・排水路を整備する計画です。

本申請は、代理人：[redacted]より、１月に申請されましたが、２月の現地調査で一体利用地の開発目的が不明であったため、見送りとなりました。その後、一体利用地の開発について、宅地分譲（２区画）・排水路、残地部分は農地復元及び山林するための植林での計画の見直しがありました。

しかし、資料１の２ページにあるとおり、緑枠の残地部分の現況は、砕石が敷かれており、資材置場として活用されています。

現地調査時に代理人：[redacted]に経緯を確認したところ、残地部分を含めると１，０００㎡を超過することから、特定河川流域であり、県許可の雨水浸透阻害行為の許可が必要であり、許可までの日数・調整池等を設ける必要があることから開発費を抑えるとのことでした。残地部分の現況は雑種地（資材置場）であり、３ページの赤枠に記載してあるとおり、原野から資材置場にした場合は、県への許可が必要となり、面積要件である１，０００㎡を超過することから、一体開発になるか県の河川課に許可が必要か問い合わせをしています。

また、現地調査時に一体開発をするのであれば、全ての区域を計画に入れ、正規の手続きをするように伝えましたが、和田事務所より本人の意向も確認し、この計画で実施するとのことでありました。今回、他法令の雨水浸透阻害行為の許可の有無及び残地部分を農地復元する計画もあることから現地調査時に判断することができなかったため、審議をお願いします。

次に８２番は、駐車場での申請です。一体利用地として、６５０２番　田　外５筆　１，６０９㎡と一体利用で総面積は１，７８６㎡になります。また、令和２年に施工済であり、始末書が添付されています。

８３番は、特定建築条件付売買予定地（２区画）での申請です。

一体利用地として、１４７７番２　宅地　３１６．４９㎡のうち２６．１２㎡と総面積は９４３．１２㎡となります。

３月１０日に永留委員・徳永正幸推進員と現地調査を実施しましたが、申請地と隣接地との境界が不明であり、また、[redacted]も説明ができなかったことから、３月１２日に再調査を行いました。

[redacted]より、土地家屋調査士・測量士の立会いのもと、境界測定を行い、境界が間違いないことを確認し、現地調査を終了しました。今後については、農地法に基づく許認可に対し、境界確定は必須であることを[redacted]・[redacted]に対して指導しました。

８４番は、特定建築条件付売買予定地（４区画）での申請です。

一体利用地として、３３１５番　宅地　外１筆　７９１．１９㎡と一体利用で総面積１，２７９．１９㎡です。

８５番は、宅地分譲（３区画）での申請です。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。以上で議案第３６８号に係る説明を終わります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員　　１３番、永留が８１番を報告します。

３月１０日、徳永正幸推進委員と事務局　梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので報告します。

位置図２ページ、調査表２ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていました。

転用目的は、宅地分譲２区画にいくための通路の申請です。

事務局からの説明があったように、宅地分譲予定と残地として残る土地について、すでに造成されていることや、残地を農地等に復元する計画でありましたが、資料にあるとおり、雑種地状態となっています。

申請地は、隈之城川特定都市河川指定流域内の土地であり、現状の造成が県からの許可必要であるかどうか不明であります。

そのような観点から調査員として、許可相当であると判断できませんでしたので、総会でご審議いただければと思います。

以上で報告を終わります。

中原委員　　１番　中原が、８２番について、報告します。

３月１０日、徳永推進委員と事務局　福永・松下職員と現地調査

を実施しましたので、報告します。位置図３ページ、調査表３ページをご覧ください。

申請地の現況は、造成済みのため農地ではありませんでした。

転用目的は、駐車場での申請で、施工済みのため始末書が添付されています。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

永留委員　　１３番　永留が、８３番から８５番を続けて報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

先ず、受理番号８３番を説明します。位置図４ページ、調査表４ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。転用目的は、特定建築条件付き売買予定地２区画の目的での申請です。１０日の現地調査の際、申請代理人が境界について、説明ができなかったことから、１２日再度調査を実施しました。

再度の調査の結果、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

次に、受理番号８４番を説明します。位置図５ページ、調査表５ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。転用目的は、特定建築条件付き売買予定地４区画の目的での申請です。申請地は、盛土規制法の県への申請及び土地利用協議の市への届出も手続きを終えておりました。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

最後に、受理番号８５番を説明します。位置図６ページ、調査表６ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていました。転用目的は、特定建築条件付き売買予定地３区画の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

（質疑状況によっては、協議会に切り替える）

永留委員　　はい。１３番　永留です。
協議会に変えてもらえますか。

議　　長　　はい、協議会に切り替えます。

（協議会開催）

議　　長　　それでは、議事に戻ります。御質疑、御意見はございませんか。

中原委員　　はい。１番中原です。私はもう個人的には不許可です。
どう見てもおかしいじゃないですか。これはもう、ここら辺を一体利用し、開発をしていると思われますので、この原野を農地に変えるのはちょっと不可能だと思いますので不許可です。

乙須委員　　はい。11 番乙須です。２月に、現地調査をしまして、問題があり保留になっておりました。そのときに私が感じましたのは、もう最初から完全にやろうとして、開発してあるというふうに、見受けられました。違法行為であるというふうに私は思います。

永留委員　　はい。１３番永留です。一般基準や行政上の許可の見込みがないことから、不許可相当であると思います。以上です。

議　　長　　ほかに何かにございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。
はじめに、議案第３６８号受理番号８１番を除く受理番号８２番から８５番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第３６８号受理番号８１番を除く受理番号８２番から８５番については、原案のとおり、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第３６８号受理番号８１番について、不許可が相当であるという意見に賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第３６８号受理番号８１番については、不許可が相当であるという意見で決定いたしました。不許可が相当であるという意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第３６９号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

長沼Ｇ長　　はい、議長。議案第３６９号をご説明いたします。資料は１４ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号６１番から６２番の２件で、登記地目畑３筆　３，０９７㎡の非農地証明願が申請されました。

内容について、ご説明します。

６１番は、平成２５年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至っております。

６２番は平成元年頃から耕作しておらず、山林化して現在に至っております。以上で、議案第３６９号に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員　　１番中原が、６１番と６２番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

６１番については、位置図７ページ、調査表７ページをご覧ください。申請地の現況は、平成２５年頃から耕作しておらず、原野の状態でした。

６２番については、位置図８ページ、調査表８ページをご覧ください。申請地の現況は、平成元年頃から耕作しておらず、山林の状態でした。いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（な　し）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。
議案第３６９号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第３６９号については、原案どおり承認といたします。
次は、議案第３７０号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。
なお、農業委員会等に関する法律第３１条に「議事参与の　制限」に関する議案は受理番号１２６番及び受理番号１２７番です。
まず、議事参与を除く案件について審議いたします。
事務局の内容説明をお願いします。

長沼Ｇ長　　はい、議長。議案第３７０号を説明いたします。資料は１５ページから１７ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号１２０番から１２９番の１０件で、田１２筆　１５，２６６㎡、畑４筆　３，８１６㎡、合計１６筆　１９，０８２㎡の申請がありました。
議事参与案件を除く受理番号１２０番から受理番号１２５番、受理番号１２８番から受理番号１２９番について説明します。
申請理由は、譲受人の「規模拡大」及び「営農開始」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。
１２１番及び１２８番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。
また、１２４番は、遊休農地を解消し耕作するため、５年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。
申請内容を農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第３７０号受理番号１２０番から受理番号１２５番、受理番号１２８番から受理番号１２９番に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員　　１３番、永留が１２０番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図９ページ、調査表９ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は野菜を栽培予定です。規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

木場委員　　７番、木場が、１２１番及び１２２番について、報告します。

３月９日、馬渡進委員と事務局　梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

まず、１２１番について位置図１０ページ、調査表１０ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

権利取得後は、野菜等を栽培予定です。新規就農のため、営農計画書が添付されています。

次に、１２２番について位置図１１ページ、調査表１１ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。

権利取得後は、水稲を栽培予定です。新規営農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

中島委員　　８番、中島が１２３番を報告します。

３月９日、髙木推進委員と事務局　梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図１２ページ、調査表１２ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

規模拡大の権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上です。

新屋委員　　４番、新屋が１２４番及び１２５番を報告いたします。
３月９日、山下推進委員と事務局　長沼職員と現地調査を実施しましたので報告します。
まず、１２４番について位置図、調査表１３ページをご覧ください。申請地の現況は畑ですが、長年放置されていたため、草刈り片付け後、野菜を耕作する予定です。
次に、１２５番について、位置図、調査表１４ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されています。
いずれも、規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

谷山委員　　２番、谷山が１２８番及び１２９番を報告します。
３月９日、牧田委員と事務局　福永職員と現地調査を実施しましたので報告します。
まず、１２８番について位置図１７ページ、調査表１７ページをご覧ください。申請地の現況は、3筆とも田で耕作されていました。
権利取得後は、水稲を栽培予定です。新規就農のため、営農計画書が添付されています。
次に１２９番について、位置図１８ページ、調査表１８ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。
権利取得後は、水稲を栽培予定です。
新規就農及び規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、一括して採決いたします。
議事参与案件を除く、受理番号１２０番から受理番号１２５番、受理番号１２８番から受理番号１２９番については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議事参与案件を除く受理番号１２０から受理番号１２５番、受理番号１２８番から受理番号１２９番につきましては、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第３７０号受理番号１２６番及び受理番号１２７番に係る議事参与案件について審議に入ります。

西委員は農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いいたします。

西　委員　　（退席・退室）

議　　長　　議案第３７０号受理番号１２６番及び受理番号１２７番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹　　はい、議長。農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第３７０号受理番号１２６番及び受理番号１２７番に係る所有権移転：売許可の受人が、当農業委員会の西委員本人ですので、内容説明いたします。資料は１６ページをご覧ください。

受理番号１２６番及び受理番号１２７番の申請理由は、譲受人の「規模拡大」、譲渡人の「労力不足」により、それぞれ売買されるものです。申請内容を農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第３７０号受理番号１２６番及び受理番号１２７番に係る説明を終ります

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

谷山委員　　２番、谷山が１２６番及び１２７番を報告いたします。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、１２６番について、位置図１５ページ、調査表１５ページをご覧ください。申請地の状況は、２筆とも田で耕作されていました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。

次に１２７番について、位置図１６ページ、調査表１６ページをご覧ください。申請地の状況は、田で耕作されていました。権利取

得後は、水稲を栽培予定です。
いずれも規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請が許可相当と考えます。
以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。
議案３７０号受理番号１２６番及び１２７番に係る議事参与案件は、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第３７０号受理番号１２６番及び１２７番に係る議事参与案件は、原案のとおり許可することに決定いたします。西委員の入室をお願いします。

西　委員　　（入室・着席）

議　　長　　次に、議案第３７１号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹　　議案第３７１号を説明いたします。資料は１８ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号１３０番から受理番号１３２番の３件で、田２筆　３，８９４㎡　畑３筆　２，８６５㎡　合計５筆　６，７５９㎡の申請がありました。申請理由といたしましては、知人間、夫婦間の贈与によるものです。
申請内容を農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。
従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。以上のようなことから、許可要件の全てを満たし

ていると判断し提案いたしました。以上で、議案第３７１号に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員　　１３番、永留が１３０番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図１９ページ、調査表１９ページをご覧ください。申請地の現況は、２筆とも畑で、３８７６番１は、耕作されていましたが、１８５４番は、荒廃していたため、５年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。また、新規営農のため、営農計画書も添付されています。権利取得後は、野菜を栽培予定です。新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上で報告を終わります。

中原委員　　１番、中原が１３１番を報告いたします。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図２０ページ、調査表２０ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。
経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

新屋委員　　４番、新屋が１３２番を報告いたします。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図・調査表２１ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されています。権利取得後は、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。
議案３７１号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　次は、議案第３７２号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、 当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第３１条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号９６８番、９７３番です。まず、議事参与を除く案件について審議いたします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹　　はい、議長。議案第３７２号を説明いたします。資料は１９ページから３３ジをご覧ください。

今月の申請は、田：１１１，２４３㎡、畑６，１２９㎡、合計１１７，３７２㎡の申請がありました。中間管理権設定９８件中、認定農業者等に係る分は７７件です。議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号９２４番から９６７番、９６９番から９７２番、９７４番から１０２１番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し、提案いたしました。以上で、説明を終ります

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、一括して採決いたします。

受理番号９６８番、９７３番を除く、受理番号９２４番から９６７番、９６９番から９７２番、９７４番から１０２１番につきまして、意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。受理番号９６８番、９７３番を除く、受理番号９２４番から９６７番、９６９番から９７２番、９７４番から１０２１番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

次に、受理番号９６８番、９７３番に係る議事参与案件について審議に入ります。木場委員は農業委員会等に関する法律第３１条

「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員　　（退席・退室）

議　　長　　受理番号９６８番、９７３番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹　　農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第３７２号受理番号９６８番及び９７３番に係る利用権を受ける者が、当委員会農業委員の木場委員の御子息ですので、内容説明いたします。資料は、２６ページをご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。

受理番号９６８番、９７３番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。受理番号９６８番、９７３番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

木場委員の入室をお願いします。

木場委員　　（　入　室　）

議　　長　　議案第３７２号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第７のその他に入ります。

⑴４月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西　代理　　４月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

９日（木）が支所地域の現地調査、１０（金）が本庁の現地調査、調査員は記載のとおりです。また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は３班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前８時３０分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の４月総会は４月２４日（金）午後１時から、ＳＳプラザ川内の３階第３０１から第３０３会議室を予定しています。

また、裏面は４月から６月の行事予定を記載してあります。

次に、主な行事について、説明いたします。

４月１日（水）が農業委員会事務局職員辞令交付式、４月１６日（金）に４月定例常設委員会、１６日（木）は第３６回農業委員会運営委員会を６０４会議室で開催し、運営委員が出席予定です。

同日に第３回薩摩川内市農業委員会農地利用最適化推進委員選考委員会が６０４会議室で開催し、運営委員が出席予定です。

その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。以上で説明を終ります。

議　長　　ただ今、事務局の説明が終りましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委　員　　（なしの声あり）

議　長　　そのほかに、全体的に何かございませんか。

委　員　　（なしの声あり）

議　長　　事務局から何かございませんか。

梶原主幹　　はい、議長。今回の総会資料の中に報酬明細を入れたせていただいてりますが、今回、通知も一緒に送付いたしました。

ご覧になったかと思いますが、今回、約７１４万ほどを加算報酬として、活動日数等で振り分けさせていただきました。まだ、ご覧になっていない方は確認をお願いします。

また、今回の任期が４月末となっておりますが、４月分の活動記録簿の提出につきましても４月総会でご提出いただければと思います。５月からの活動記録簿については、見直しを検討しておりますので、４月分については、総会までに１０日の活動をしていただければと思っております。以上です。

長沼Ｇ長　　はい、議長。資料２の令和８年度薩摩川内市農業委員会総会等の日程をご覧ください。

令和８年度ですけれども、申請の締切日は、今回も月末と設定しております。月末が土日祝日の場合は、前日の開庁日としております。ただし、５月と１日総会分の締切については、早めの締切日となっております。

次に現地調査ですが、基本に支所分の現地調査を行って、翌日以降、本庁分の現地調査を実施します。次に総会ですが、基本的には、２５日を設定しておりますが、議会等の日程等で変更になる場合がありますので、ご了承ください。以上です。

森　局長　　はい、議長。本日お配りいたしました資料の中に１枚紙で市長から会長宛てのサイバーセキュリティーを確保するための方針案についてを説明いたします。

皆さん、タブレットを使用して、利用状況調査や現地調査、日頃の見回り等で活用してもらっていますが、このサイバーセキュリティーというのが、タブレットで使用する上でインターネットとつながっており、それを介して、タブレットに入っている情報の漏洩とか、改ざん、そういったものを含めた中でシステムが停止するといったサイバー攻撃を受ける可能性があり、そういう製品となっております。当然、役所の中のパソコン等も該当し、今回、サイバー攻撃からデータやシステムを守るための対策として、これまでは、各自、対応という形だったものを、国から、市町村単位で付随する我々、農業委員会も含め、一体的な全体的取組をするということで、表記にありますセキュリティーの基本方針をつくるという動きをしております。令和８年４月１日からの方針を設定するという中で、農業委員会も市に付随する団体と方針を作成するという内容の通知

となっております。以上です。

西　代理　　はい、議長。総会後の農地利用最適化推進会議ですが、通知でお知らせのとおり、市農業公社、薩摩川内市アグリセンター、東郷町に現地視察、まず。室内で研修を行いますので、総会が終了しましたら、アグリセンターご移動をお願いします。公用車を利用される方は出発までにお集まりください。

また、本日ですけれども、夕方６時から味の三筋におきまして、農業委員会の慰労会を行います。夕方６時までに遅れないようにお願いします。以上です。

議　　長　　ほかにございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、これをもちまして第３６回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西　代理　　皆さん、ご起立下さい。

一同、礼

それでは、薩摩川内アグリセンターへご移動をお願いいたします。

「閉　会」　　【終了　１４：３０】